

運転免許を自主返納された方または 運転免許が失効となった方へ

富士市
だけ

市内コミュニティ交通

路線バス

岳南電車

タクシー

市内の公共交通機関で使える回数券を
最大5年間交付しています！

5,000円分/年度【使用期限有】

【申請条件】

※富士市内公共交通共通回数券

対
象
者

- 市内在住で令和2年4月1日以降に
- * 運転免許を自主返納された方
または
- * 運転免許が失効となった方

申
請
場
所

- * 市役所3階 市民安全課
- 即日交付 または 後日郵送
- * 各まちづくりセンター

必
要
書
類

免許返納日又は失効日において満65歳以上の方
【免許返納した方】

* 申請による運転免許の取消通知書

【免許が失効した方】

* 失効した運転免許証など失効日が確認できるもの

別世帯の代理人が申請する場合は「委任状」が必要です。

申請による運転免許の取消通知書

【見本】

申請による運転免許の取消通知書

【交付例】

交
付
可
能
回
数
と
年
度

R2	あと1冊				
R3	あと2冊				
R4	あと3冊				
R5	あと4冊				
R6	あと5冊				
		R6	R7	R8	R9

既に申請済みの方

年度ごとに回数券を郵送します。
(新たに申請する必要はありません)

令和6年度に運転免許を返納
または失効となった方

初回の申請が必要です。
(初回の申請以降は回数券を郵送します)

お問い合わせ

富士市 市民部 市民安全課
防犯交通安全担当



55-2831